| 1 | 契約件名 | 市道3649号ほか道路排水整備工事に伴う測量業務 |
|---|----------------|--|
| 2 | 契約書種別 | 工事委託 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第6号〉 競争入札に付することが不利と認められるとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 神奈川県横須賀市汐入町2丁目47番地 名称 (有)フレックス |
| 5 | 案件の概要 | 工事に伴う測量業務 ・4級基準点測量 8点 ・用地測量 1式 |
| | 入札を不利 とする理由 | <適用要件> 前契約で打ち切った契約の再発注であるとき |
| 6 | | 本測量業務の対象工事に工程の遅れが生じ、事後測量の作業時間が無くなったことにより前契約から打ち切った業務の再発注であるため。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 打ち切った前契約の契約者であるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 土木部道路補修課 |

| 1 | 契約件名 | し尿等下水道投入施設し尿・放流水SS濃度計新設工事 |
|---|----------------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー |
| 5 | 案件の概要 | 名称 株式会社 西原環境 東京・東北支店 本工事は、し尿等下水道投入施設の原水と希釈後の放流水のSS濃度を連続測定・監視する装置を設置(新設)するものである。 |
| 6 | 入札に適さないと する性質又は目的 | |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 随意契約先は、し尿等下水道投入施設の設備・システム全体の設計・施工者であり、また毎年随意契約で点検整備委託を行っており、現場の状況及び施工技術に精通した迅速かつ確実で安全な施工が期待できるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 查源循環部資源循環施設課 |

| 1 | | 久里浜1丁目公園管理用建物その他新築工事監理業務委託 |
|---|----------------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事委託 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第2号〉 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 東京都港区芝浦3-4-1 名称 (株)NTTファシリティーズ |
| 5 | 案件の概要 | 本業務は、久里浜1丁目公園管理用建物その他新築工事監理業務を委託するものである。 |
| | 入札に適さないと する性質又は目的 | <適用要件> 前契約手続きにおいて、随意契約を予定する旨を公表しているとき |
| 6 | | 本件に先立って行った(仮称)久里浜1丁目公園グラウンドほか実施設計業務の設計業務共通仕様書 第2章 業務の実施 2. 18その他において、実施設計業務の受託者に本件工事監理業務を随意契約する旨の記載があるため。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 実施設計の受託者であるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 都市部公共建築課 |

| 1 | | 市道1938号道路補修工事に伴う測量業務 |
|---|----------------|---|
| | 契約書種別 | 工事委託 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第6号〉 競争入札に付することが不利と認められるとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 神奈川県横須賀市平作5丁目9番3号 名称 (有)府川測量事務所 |
| 5 | 案件の概要 | 工事に伴う測量業務 ・4級基準点測量 2点 ・用地測量 1式 |
| 6 | 入札を不利 | <適用要件> 前契約で打ち切った契約の再発注であるとき |
| 6 | とする理由 | 事後測量に伴う地権者との境界立会時期が確定できないことにより、前契約から打ち切った業務の再発注であるため。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 打ち切った前契約の契約者であるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 土木部道路補修課 |

| 1 | 契約件名 | 市民病院中央監視装置改修工事 |
|---|----------------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 <第2号> 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横浜市中区本町3-30-7 名称 ジョンソンコントロールズ(株) 横浜支店 |
| 5 | 案件の概要 | 市民病院の各棟に設置している空調・熱源管理システムを集約している中央監視装置及 びネットワークコントローラの更新工事。 |
| 6 | 入札に適さないと する性質又は目的 | |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 既存システムのメーカーであるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 都市部 公共建築課 |

| 1 | 契約件名 | 新港地区新港1・2号岸壁防舷材整備その他工事 |
|---|----------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横浜市磯子区西町10-23 名称 錦海運建設(株) |
| 5 | 案件の概要 | 本工事は、自動車運搬船が新港1・2号岸壁接岸時に、フェリー乗降施設との接触を防止するための防舷材の追加整備と受衝板付防舷材の下端に係留索の潜り込み防止チェーンを追加整備するものである。 |
| 6 | 緊急で実施 する必要性 | く適用要件> その他、緊急に契約する必要があると認めるとき 新港ふ頭を既存事業者と新規フェリー事業者が共存できる岸壁の整備を行っているが、外貿船等を安全に岸壁に導く役割である水先人会より、自動車運搬船接岸時に、フェリー乗降施設に接触する危険があり、保護防舷材の追加設置を強く求めらた。また、岸壁利用者から受衝板付防舷材の下端に係留索の追加整備を強く求められたため、早急な整備が必要となった。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 現在、新港1・2号岸壁の改良工事を請け負っており、現場状況に精通していることかつ、早急な対応が期待できるため、随意契約したい。 |
| 8 | 作成部課名 | みなと振興部港湾整備課 |

| | | T |
|---|----------------|--|
| 1 | 契約件名 | 市立望洋小学校給食室給湯設備改修工事 |
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第6号〉 競争入札に付することが不利と認められるとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市久里浜1-17-2 |
| | | 名称 株式会社鈴栄工業 |
| 5 | 案件の概要 | 本工事は、市立望洋小学校給食室において、給湯設備改修工事を施すもので、材工一式請負とする。 |
| 6 | 入札を不利 とする理由 | <適用要件> 入札中止、入札不調又は入札取消等があった場合で、再入札することが競争性を著しく低下させ、契約価格の上昇を招く又は談合を誘発するおそれがあるとき 本工事は、令和3年6月14日付け横須賀市公告契約第0296号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。 給食室内の工事は衛生管理上、給食が長期間無くなる夏休み期間以外では施工が困難であり、学校運営に支障があるため夏休み期間中に行うよう学校及び主管課から要望 |
| | | されている。 また既に最低制限価格が公開されてることから、再入札することが契約価格の上昇を招く恐れがあるため。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった唯一の入札者であるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 都市部公共建築課 |
| | | |

| | 契約件名 | 市立山崎小学校給食室給湯設備改修工事 |
|---|-----------------|--|
| 1 | P 4 1 P 1 | |
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市大矢部2-11-19 |
| _ | 网络龙头巾9 儿 | 名称 (株)米持工業 |
| 5 | 案件の概要 | 本工事は市立山崎小学校給食室において給湯設備改修工事を施すもので、材工一式請負とする。 |
| | 緊急で実施 する必要性 | <適用要件> 入札不調等により、緊急に契約する必要が生じたとき |
| 6 | | 本工事は、令和3年6月14日付け横須賀市公告契約第0295号の入札において、最低制限価格を下回ったため不調になった案件である。 給食室内の工事は衛生管理上、給食が長期間無くなる夏休み期間以外では施工が困難であり、学校運営に支障があるため夏休み期間中に行うよう学校及び主管課から要望されているため、随意契約にて本工事を喫緊に実施する必要がある。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 当該事業者は、喫緊である本工事に早期着手が可能である。また、過去の給食室改修工事の実績があり、本工事においても施行内容に精通し、安全かつ確実で迅速な施工が期待できるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 都市部公共建築課 |
| | | |

| 1 | 契約件名 | 児童図書館天井改修その他工事 |
|---|----------------|--|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市長井6-18-2 名称 大春工務店 |
| 5 | 案件の概要 | 天井を支える部分を木製から金属製に変更するとともに、天井板をすべて更新する。 |
| 6 | 緊急で実施 する必要性 | |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 平成24年度に児童図書館トイレ修繕工事の実績があり、近年において、児童図書館の内 装改修工事を受注している唯一の事業者で、施設の状況や構造に精通しており、早期の 復旧が期待できるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 教育総務部 中央図書館 |

| 1 | 契約件名 | 児童図書館天井改修その他電気設備工事 |
|---|----------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 神奈川県横須賀市阿部倉14番8号 |
| | | 名称 日産電設 株式会社 |
| 5 | 案件の概要 | 建築工事で天井板をすべて更新する工事に伴い、照明をLEDに更新する。 |
| | 緊急で実施 する必要性 | <適用要件> 施設又は設備等の故障等に伴う緊急修理又は復旧部材の購入であるとき 児童図書館1階天井に亀裂が入っていたことにより、公共建築課に状況確認を依頼した |
| 6 | | ところ、利用者の安全を担保することのできないとの判断であったため、令和3何6月25日(金)より、児童図書館を休館としている。 現在、仮設の支柱により天井板を下から支える応急処置を行ったが、応急処置後の現状を確認した公共建築課によると、危険な状態は解消されておらず、市民の利用に供することはできないとの判断であった。 児童図書館の利用者の安全を早急に担保した上で、休館期間をなるべく短くし、利用者が図書館サービスを利用できる状況を早急に回復する必要があるため、緊急の工事を実施したい。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 平成30年度に児童図書館監視カメラ設備設置工事の実績があり、近年において、児童図書館の内装改修工事を受注している唯一の事業者で、施設の状況や構造に精通しており、早期の復旧が期待できるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 教育総務部 中央図書館 |

| 1 | 契約件名 | 佐島漁港(芦名地区)染谷川導流堤災害復旧工事 |
|---|----------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市田浦港町無番地 名称 株式会社 東新工 |
| 5 | 案件の概要 | 大雨の影響により、基礎部に洗堀を受けた本施設について、構造物の一部撤去等を行い危険防除を図るものである。 |
| | 緊急で実施 する必要性 | <適用要件> がけ崩れ、道路陥没等、災害又はその防止に必要な応急工事であるとき |
| | | 本施設周辺は、海浜地利用者の往来が多い場所であることから、倒壊等による事故を未然に防止するため、早急に洗堀を受けた既設導流堤について一部撤去および機能復旧を図る必要が生じたため。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 過去に本施設における施工実績があり、現場に精通しており、早期着手と早期しゅん工 が見込めるため。 |
| 8 | 作成部課名 | みなと振興部 水産振興課 |

| 1 | 契約件名 | 長井3丁目地内道路法面災害防止工事 |
|---|----------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市長坂3-39-12 名称 (有)林土木工業 |
| 5 | 案件の概要 | 法面工1式 仮設工1式 |
| | 緊急で実施 する必要性 | <適用要件> がけ崩れ、道路陥没等、災害又はその防止に必要な応急工事であるとき |
| 6 | | 令和元年9月8日から9日にかけて直撃した台風15号による道路災害 【道路災害報告『道路維持課No.465』】により、がけ崩れが発生。 応急対応を行い、仮設の抑制工を施している状態だが、同程度の台風が直撃すれば 再びがけ崩れが発生する恐れがあるため。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 風水害による道路災害の応急処理を上記業者において行ったため。 |
| 8 | 作成部課名 | 土木部 道路補修課 |

| 1 | 契約件名 | 自然·人文博物館昇降機設備改修工事 |
|---|----------------------|--|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第2号〉 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横浜市中区松影町2丁目8番6号 |
| 5 | 案件の概要 | 名称 横浜エレベータ(株) 自然・人文博物館に設置してある昇降機設備を改修するものである。 |
| 6 | 入札に適さないと する性質又は目的 | <適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあっては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあっては著しい支障が生じるおそれがあるとき 昇降機設備は、各社が一体のシステムとして独自に開発製造しており、機器の取付位置、部品形状等の構造並びにかごの位置及び速度の検出方法等が各社で異なり、各社独自の技術・手法となっている。 本件では改修する機器類と既存設備を一体のシステムとして機能させる必要があり、当初施工した業者でなければ施工が不可能である。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 当該昇降機の製作・施工業者であり、現場の昇降機設備の構造、機能、性能等を熟知しているため。 |
| 8 | 作成部課名 | 都市部公共建築課 |

| 1 | | 北消防署昇降機設備改修工事 |
|---|----------------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第2号〉 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横浜市西区みなとみらい4-4-2 |
| | | 名称 東芝エレベータ(株) 神奈川支社 |
| 5 | 案件の概要 | 北消防署に設置してある昇降機設備を改修するものである。 |
| 6 | 入札に適さないと する性質又は目的 | <適用要件> 既設の施設、設備と密接不可分の関係がある改良工事、増設等を行う場合で、他者に行わせると重要な施設、設備にあっては安定的な運用を欠くおそれ、その他にあっては著しい支障が生じるおそれがあるとき 昇降機設備は、各社が一体のシステムとして独自に開発製造しているため、機器の取付位置、部品形状等の構造並びにかごの位置及び速度の検出方法等が各社で異なり、各社独自の技術・手法となっている。 そのため、改修する機器類と既存設備とが一体のシステムとして機能させる必要があるため、当初施工した業者でなければ施工が不可能である。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 当該昇降機の製作・施工業者であり、現場の昇降機設備の構造、機能、性能等を熟知し ているため。 |
| 8 | 作成部課名 | 都市部公共建築課 |

| 1 | 契約件名 | 市道3491号道路災害復旧工事 |
|---|----------------|--|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市武2丁目15-4 名称 株式会社クレスコ |
| 5 | 案件の概要 | 工事延長 9.0m 幅員 3.4m 土留工 L=7.0m 排水構造物工L=8.2m 舗装工 A=27.0m2 防護柵工L=7.0m 付帯工 1式 |
| | 緊急で実施 する必要性 | <適用要件> その他、緊急に契約する必要があると認めるとき |
| 6 | | 令和3年7月1日からの大雨の影響により発生した道路災害【道災No.74】により、市道下法崩落があった。今後、崩落の進行に伴い、歩行者の通行に支障をきたす恐れがあるため、早急に工事を実施する必要がある。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 緊急工事処理要綱により契約済みであるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 土木部 道路補修課 |

| 1 | 契約件名 | 諏訪公園災害復旧工事 |
|---|----------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市池上3-2-6 名称 東建設株式会社 |
| 5 | 案件の概要 | 災害復旧工事 1式 |
| | 緊急で実施 する必要性 | <適用要件> がけ崩れ、道路陥没等、災害又はその防止に必要な応急工事であるとき |
| 6 | | 2021年7月3日大雨の影響により、市が所有する公園法面の一部が崩落し、隣接敷地内へ土砂等が流出する被害が発生したことから、早急に崩落土等処理を行う必要があるため、緊急復旧工事を行うものとする。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 令和3年度災害緊急協力事業者であり、応急処理業務に従事した事業者であるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 環境政策部公園建設課 |

| 1 | 契約件名 | 市道2010号道路災害復旧工事 |
|---|----------------|--|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市吉井2丁目7番1号 名称 株式会社丸孝産業 |
| 5 | 案件の概要 | 工事名称: 市道2010号道路災害復旧工事 工事場所: 横須賀市浦賀3丁目24番地先 工事内容: 工事延長 11.4m 幅員 11.9m 法面工 A=66.3m2 防護柵工 L=11.0m 付帯施設工 1式 |
| | 緊急で実施 する必要性 | <適用要件> その他、緊急に契約する必要があると認めるとき |
| 6 | | 令和3年7月3日に発生した風水害(道路維持課災害No.50)により、市道下法崩落があった。今後、崩落の進行に伴い、歩行者の通行に支障をきたす恐れがあるため、早急に工事を実施する必要がある。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 緊急工事処理要綱により契約済みであるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 土木部 道路補修課 |

| 1 | 契約件名 | 不入斗公園災害復旧工事 |
|---|----------------|---|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市逸見が丘3番6号 名称 有限会社 長谷川造園土木 |
| 5 | 案件の概要 | 災害復旧工事 1式 |
| | 緊急で実施 する必要性 | <適用要件> がけ崩れ、道路陥没等、災害又はその防止に必要な応急工事であるとき |
| 6 | | 2021年7月3日大雨の影響により、市が所有する公園法面の一部が崩落し、今後の多雨、台風等の影響により被害の拡大が懸念されることから、本復旧工事を急務施工にて行う必要があるため。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 令和3年度災害緊急協力事業者であり、応急処理業務に従事した事業者であるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 環境政策部公園建設課 |

| 1 | 契約件名 | 田浦梅の里災害復旧工事 |
|---|----------------|--|
| 2 | 契約書種別 | 工事 |
| 3 | 適用法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 |
| 4 | 随意契約先 | 所在地 横須賀市大矢部5丁目22番7号 名称 株式会社花山 |
| 5 | 案件の概要 | 災害復旧工事 1式 |
| | 緊急で実施 する必要性 | <適用要件> がけ崩れ、道路陥没等、災害又はその防止に必要な応急工事であるとき |
| 6 | | 2021年7月3日大雨の影響により、市が所有する法面の一部が崩落し、敷地内にあるモノレールのレールの土台が浸食されると共に、隣接水路に土砂等が流入する被害が発生したことから、早急に崩落土等処理を行う必要があるため、緊急復旧工事を行うものとする。 |
| 7 | 随意契約先の 選定理由 | 令和3年度災害緊急協力事業者であり、応急処理業務に従事した事業者であるため。 |
| 8 | 作成部課名 | 環境政策部公園建設課 |

| 2 契約書種別工事地方自治法施行令第167条の2第1項 〈第5号〉3 適用法令緊急の必要により競争入札に付することができないとき。4 随意契約先所在地 横須賀市田浦港町1279-3名称 大喜工業株式会社 | |
|---|-----|
| 3 適用法令 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 所在地 横須賀市田浦港町1279-3 | |
| 4 随意契約先 | |
| | |
| 5 案件の概要 本工事は、長井漁港水産基盤整備事業により漁港施設を改良するものである。 | |
| <適用要件> 入札不調等により、緊急に契約する必要が生じたとき | |
| 6 緊急で実施する必要性 本工事は、令和3年8月30日付横須賀市公告契約第0552号の入札において、入村者がいないため不調になった案件である。 春以降は気象海象条件が変化し、施工が困難となることが見込まれ、本年度内の手・完了が必要なため。 | |
| 7 随意契約先の 当該業務に必要な人員及び資材の確保が可能で、早期の着手・完了が見込まれ から上記請負者と随意契約いたしたい。 | ること |
| 8 作成部課名 みなと振興部水産振興課 | |